

第3期 久慈市
子ども・子育て支援
事業計画

概要版



令和7年3月
久慈市

1 久慈市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

国では、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として「子ども基本法」が制定・施行されました。また、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、健やかな成長を社会全体で後押しするため、子ども家庭庁が創設されました。

本市においては、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期久慈市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備を行ってきました。

「第2期久慈市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

計画の基本理念と基本目標

基本
理念

創造性豊かな子どもを地域みんなで育み
支えあう笑顔あふれる子育てのまちくじ

基本目標 ① 地域における子育て支援の充実

基本目標 ② 職業生活と家庭生活の両立支援

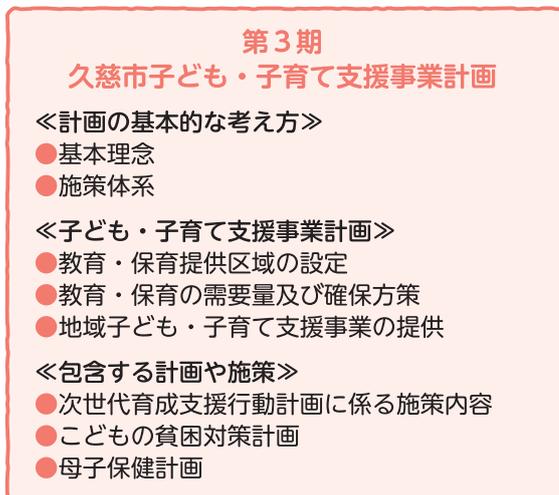
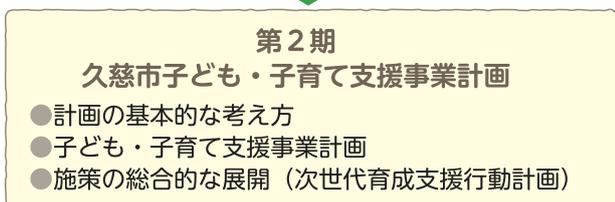
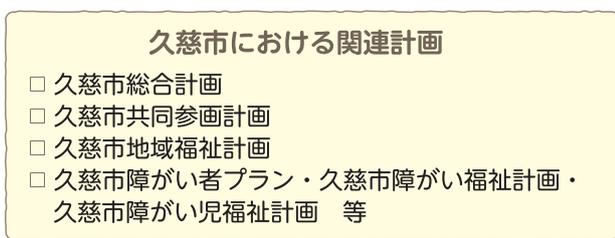
基本目標 ③ こどもの健やかな成長に資する環境の整備

基本目標 ④ 特別な支援が必要な子どもへの配慮

計画期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

本計画は、「久慈市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合に取り組みます。

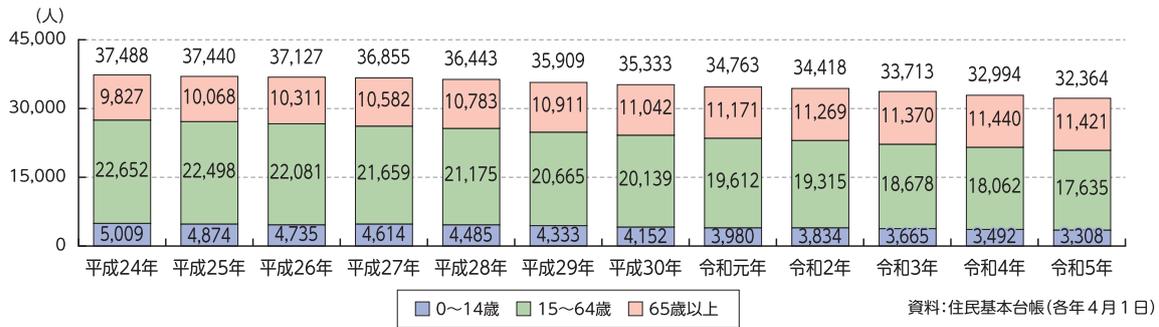


2 子ども・子育てを取り巻く状況

人口の推移

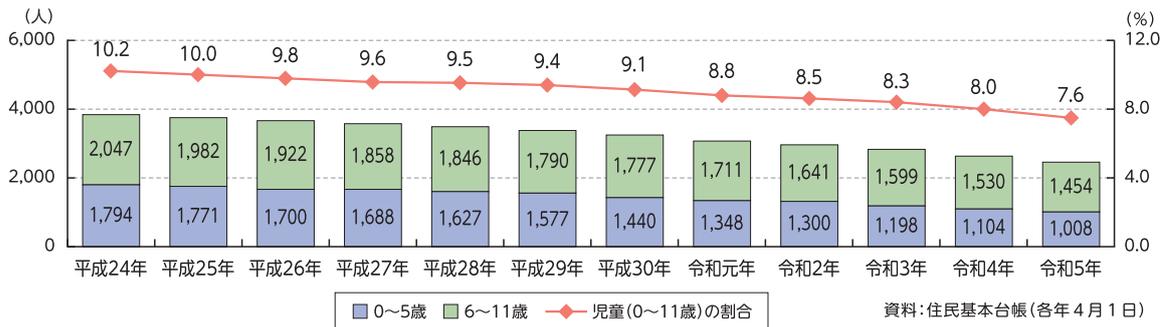
本市の人口は平成24年以降徐々に減少している状況ですが、3階級別人口をみると、平成24年以降老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(0~14歳)は減少しています。

▼ 3階級別人口の推移



こども人口(就学前児童及び小学校児童)もまた、平成24年以降減少しており、総人口に対する児童(0~11歳)の割合は徐々に低下しています。

▼ 人口とこども人口の推移



少子化の動向

合計特殊出生率は、平成23年から平成26年の間は全国・岩手県における推移と同様におおむね横ばいの状態が続いていますが、平成27年に急低下後、平成28年に上昇に転じたものの、平成30年以降、低下しています。

▼ 合計特殊出生率の推移



3 子ども・子育て支援の事業展開

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育を必要としない子ども)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

■教育・保育施設

		市内に居住する児童							
		総数	1号	2号		3号			
				総数	(教育二一ズ)	(0歳)	(1歳)	(2歳)	
令和7年度	必要利用者数(①)	766	60	388	(0)	113	100	105	
	提供体制(②)	市内施設	843	66	427	(0)	124	110	116
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0	0
	②-①	77	6	39	(0)	11	10	11	
令和9年度	必要利用者数(①)	647	50	310	(0)	101	92	94	
	提供体制(②)	市内施設	711	55	341	(0)	111	101	103
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0	0
	②-①	64	5	31	(0)	10	9	9	
令和11年度	必要利用者数(①)	566	45	266	(0)	90	82	83	
	提供体制(②)	市内施設	623	50	293	(0)	99	90	91
		市外施設	0	0	0	(0)	0	0	0
	②-①	57	5	27	(0)	9	8	8	

■放課後児童健全育成事業

		市内に居住する児童		
		総数	小学校1～3年生	小学校4～6年生
令和7年度	必要利用者数(①)	453	302	151
	提供体制(②)	476	317	159
	②-①	23	15	8
令和9年度	必要利用者数(①)	402	265	137
	提供体制(②)	422	278	144
	②-①	20	13	7
令和11年度	必要利用者数(①)	344	224	120
	提供体制(②)	361	235	126
	②-①	17	11	6

「教育・保育」

教育施設（幼稚園、認定こども園【幼稚園部分】） 1号認定こども

幼稚園とは学校教育法に基づく教育施設で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。また、認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設であり、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して利用できる施設です。

令和6年度の現状

私立認定こども園5施設

主な確保の方策

- 令和7年度から令和11年度まで、各年度とも幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。

保育施設（認可保育所、認定こども園【保育所部分】） 2号認定、3号認定こども

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する県の認可を受けた施設です。

令和6年度の現状

認可保育所14施設
(公立2施設、私立12施設)

主な確保の方策

- 2号認定、3号認定ともに認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。
- 認定こども園を希望する利用者が増加していることに対応するため、認定こども園の普及推進に取り組みます。

地域型保育事業

子ども・子育て支援制度では、原則として3歳未満の子どもを小規模な保育環境で保育する地域型保育事業が創設されました。本市では未実施のため、実績はありません。

なお、地域型保育事業は、市町村が定める設備や運営の基準を満たした事業であり、以下の4事業に区分されます。

- 家庭的保育事業 …… 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業で、家庭的保育者の居宅などで子どもを預かるサービスです。
- 小規模保育事業 …… 市が定める認可基準に適合した小規模な保育施設において、満3歳未満の子どもを少人数(6～19名)単位で預かる事業です。
- 事業所内保育事業 …… 企業などが、主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業で、従業員のほかに、保育を必要とする地域のこどもの受入れも行う保育施設です。
- 居宅訪問型保育事業 …… 保育を必要とするこどもの居宅等において、ベビーシッターのような家庭的保育者が、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業です。

主な確保の方策

- 本市には地域型保育事業所がなく、また、保育の待機児童も存在しないため、新規事業の見込みもありませんが、今後のニーズや事業者等の意向を踏まえて対応していきます。

「地域子ども・子育て支援事業」

利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

妊婦等包括相談支援事業【新規】

伴走型相談支援事業の一環として、主に妊婦・その配偶者等に対して面談や家庭訪問などによる情報提供や相談等を通じて、様々なニーズを把握し、必要な支援につなげる事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て短期支援事業の種類としては、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

延長保育事業

保育の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、こどもが病気の際に保護者の就労などにより、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育する病児対応型や、保育中に体調不良となった児童の応急的な対応を行う体調不良児対応型などの事業です。

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室や学童保育の専用施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

児童育成支援拠点事業【新規】

低所得やひとり親世帯、不登校などの様々な困難に直面する主に学齢期の児童を対象として、学習習慣や生活習慣を学びなおすための児童の居場所を提供し、体験活動・文化活動を通じて将来の自立に向けた力を育成する事業です。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保護者の就労要件を問わず、0歳6か月～2歳児が保育所などで、月一定時間までの保育を受けられる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方(利用会員)と当該援助を行うことを希望する方(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、施設における実費徴収の状況等を踏まえて検討し、対応します。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、事業量の確保策や特別保育事業などを進める中で状況に応じて対応します。

産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

4 次世代育成支援の施策展開

■基本目標

地域における子育て支援の充実

職業生活と家庭生活の両立支援

こどもの健やかな成長に資する環境の整備

特別な支援が必要なこどもへの配慮

■推進施策

推進施策 1 地域における子育て支援の充実

推進施策 2 児童健全育成事業の充実

推進施策 3 幼児期の教育・保育の充実

推進施策 1 仕事と子育ての両立(多様な保育サービス等の充実)

推進施策 2 多様な働き方への支援

推進施策 1 安心して妊娠・出産できる環境の確保

推進施策 2 児童の健やかな育成に資する環境の整備

推進施策 3 こどもの健康と安全の確保

推進施策 1 児童虐待防止対策の充実

推進施策 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

推進施策 3 障がい児施策の推進

推進施策 4 経済的困難を抱える家庭への支援

5 計画の推進体制

🌿 計画の推進

本計画を効果的に推進するにあたっては、家庭や地域、学校、企業、行政など様々な関係機関がそれぞれの役割を認識し、緊密に連携を取り、地域全体が一体となり、子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりを目指していきます。

🌿 関係機関との連携

計画推進に向けて、国、岩手県、近隣市町村をはじめ、市内企業や地域の関係機関(幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、警察機関、医療機関、教育機関等)との連携を強化していきます。

🌿 計画の進行管理及び計画の点検・評価

毎年度、取組の進捗管理と事業目標に基づく効果検証を実施し、中間年には必要に応じ計画を見直します。

第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画(概要版)

発行年月:令和7年3月 発行:久慈市
編集:久慈市生活福祉部子育て世代包括支援センター
〒028-0014 岩手県久慈市旭町第8地割100番地1
TEL:0194-52-2169(直通) FAX:0194-52-3197